



新病院建設News No.10



医療センターでは建て替えの計画を進めています。新病院の計画は、医療センターで抱えている問題や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、医師や看護師など病院スタッフで議論を重ねたもので、これまで以上に市民の皆さんの命を守っていくことができるものとなっています。

新病院建設Newsでは、この新病院の計画や医療センターが担う機能や役割などをお伝えしています。 院長 茂木 健司

今回の内容

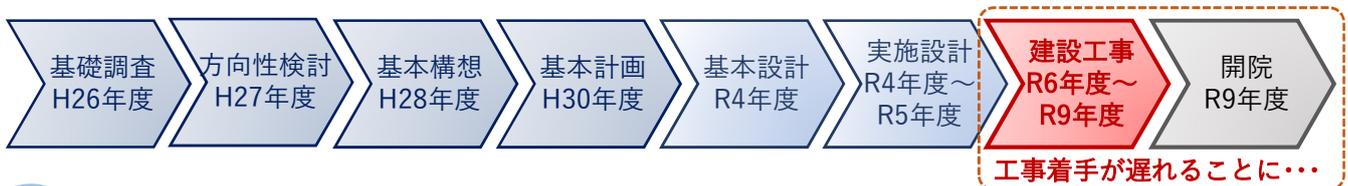
新病院の建設工事について

新病院建設工事の施工者を決める一般競争入札手続きについて、令和6年5月8日に実施の公告を行い、手続きを進めていましたが、令和6年9月17日に入札参加者より辞退届が提出され、入札参加者が不在となってしまったことから、同日付で入札を中止しました。今回は、その経緯とその後の状況、今後の見通しについてご説明します。

新病院建設事業の状況

平成26年度に建て替えに向けた基礎調査を行い、早期の建て替えが必要であること、現敷地のみでの建て替えは困難であることを整理しました。以降、今後の医療センターの在り方の検討を経て、移転建て替えに向けた検討を進めてきました。

令和6年5月には、新病院建設工事の施工者を決める入札手続きを開始し、令和6年10月より新病院工事に着工する予定でしたが、建設工事の施工者が決まらず、予定通りに事業を進めることができなくなってしまいました。



入札辞退者へのヒアリングと建設業者へのサウンディング

入札が中止になったあと、入札を辞退した企業へのヒアリングや大規模病院の工事実績のある建設業者へのサウンディングを行いました。

入札辞退者へのヒアリング

- 辞退の主な理由は、工事費の乖離及び工期の不足。
- 9月時点での積算価格は、市が積算した予定価格(税込578.16億円 ※消防局が運用する救急ステーションの工事費含む)に対して約2割5分の超過。
- 工期については、44か月を見込んでいたので、6か月の不足。
- 設備業者が非常に多忙な状況であり、このことが工事費や工期にも影響している。

総合建設業者（ゼネコン）へのサウンディング

- 令和8年度から令和9年度まで手持ち工事で手一杯という企業が多い。
- 特命案件や重要顧客案件を優先としている企業が多く、競争案件への参加意欲は低い。

設備業者へのサウンディング

- 令和9年度から令和10年度まで手持ち工事で手一杯という企業が多く、令和12年度まで手一杯という企業も複数ある。
- 特命案件や重要顧客案件を優先としている企業が多く、競争案件への参加意欲は低い。

新病院に必要な費用はどうか

● 新病院の概算整備事業費

新病院を建設し、移転、開院するために必要な費用と進捗状況は以下のとおりとなります。

※ 金額は令和6年3月時点となります。

項目	金額	内容	状況
設計等委託費	約17.9億円	新病院の設計や工事に必要な監理などを委託する費用です。	今後、工事と合わせて監理業務を委託します。また、開院までに必要な支援業務を委託します。
建設工事費	約571.2億円	新病院を建設するために必要な費用です。	今回、この工事の入札が中止となりました。
医療機器等整備費	約74億円	医療機器の新規購入や更新、医療情報システムの整備などに必要な費用です。	今後、開院に向けて順次整備します。
移転費用	約1.7億円	新病院に移転するために必要な費用です。	開院前に必要となります。
用地取得費	約58.4億円	新病院建設に必要な土地を購入するために必要な費用です。	令和6年3月に取得しました。
合計	約723.2億円		

● 新病院に必要な費用の支払い

支払いの仕組みと費用の負担については、第9号などで紹介してきましたが、改めてご説明します。

支払いの仕組みと費用の負担

- 新病院整備に必要な費用の大半は、病院が資金の借り入れをして、支払います。
- 借り入れたお金は、次の年度から返済が始まり、返済が終わる年度までの間、分割して支払います。
- 新病院整備に必要な費用は、国の定める基準にて「病院の建設改良に必要な経費」に該当し、一定の割合で一般会計の負担が認められています。
- 一般会計の負担については、整備内容により定められた割合で、地方交付税措置がなされるため、一般会計負担額から地方交付税措置額を除いたものが、一般会計の実質の負担額となります。

支出	新病院整備事業費 ※1		
収入	企業債(資金借入)	補助金 ※2	
返済	企業債返済(元金分)	企業債返済(利子分)	
	一般会計負担	病院事業会計負担	一般会計負担 病院事業会計負担
交付税措置	交付税措置 1/2 ※3	一般会計 実質負担	交付税 措置 実質 負担

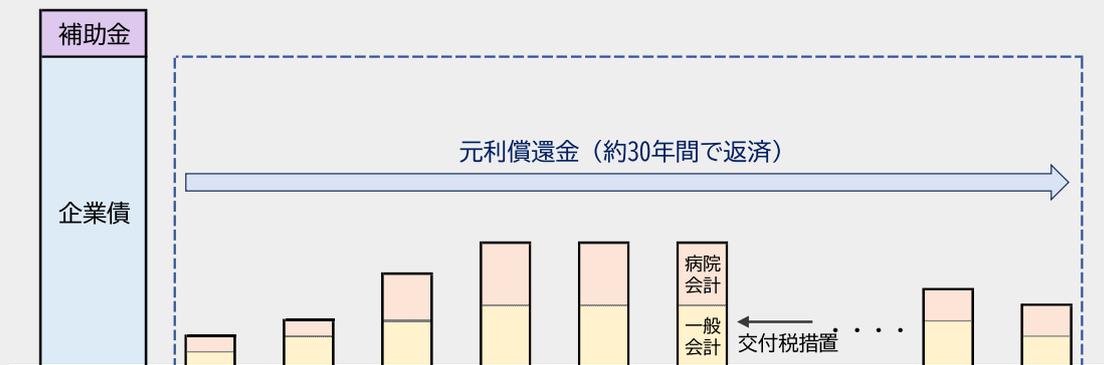
※1:基本設計委託費など企業債の対象外となるものは病院事業会計にて負担します。

※2:建設費に対する県補助金(地域中核医療機関整備促進事業補助金)です。

※3:建設費の場合は上限があります。その他、内容によって割合は異なります。

借り入れた資金の返済イメージ

- 借り入れた資金は、複数年度で分割して(工事費の場合は約30年間)、病院会計と一般会計で支払います。これにより、特定の年度に大きな負担がかかるようなことがなくなります。



● 工事費が増加する場合

再度入札の手続きを行う場合、改めて市で工事費を算出しますが、近年、建設費の高騰が続いているため、工事費が増加する可能性があります。その場合、新病院整備事業費のうち工事費が増えることとなり、これに伴い資金借入額が増えますので、毎年度の返済額が増加することになります。

支出	新病院整備事業費		工事費増 +142億円				
収入	企業債(資金借入)		借入増 +142億円	補助金			
返済	企業債返済(元金分)		返済増	企業債返済(利子分)	返済増		
	一般会計負担	負担増	病院事業会計負担	負担増	一般会計負担	負担増	病院事業会計負担
交付税措置	交付税措置 上限59万円/㎡	一般会計 実質負担	負担増	交付税措置 上限59万円/㎡	実質 負担	負担増	

1,000億円を超えるって話を聞いたけど？

工事を発注する際の予定価格は、市で定めた基準にもとづいて積算するので、入札辞退者から示された金額そのまま発注するものではありませんが、市議会において、「仮に入札辞退者から示された2割5分を増とした場合はどうなるのか。」という質問があったことから、「その場合、利子を含めた総支払額は、1,000億円を超えることになる。」と、お答えいたしました。よって、1,000億円を超えることが確定したわけではありません。

今後に向けての考え方

現在、医療センター建替工事だけではなく、全国的に公共工事の入札不調が起きています。これは、都心の再開発や半導体工場の建設などにより、総合建設業者はもとより、特に設備業者が非常に多忙なことや、資材の高騰、人手不足、職人の高齢化、働き方改革による時間外労働の上限規制などの複合的な要因に起因するものと考えられます。

現在、新病院建設工事について、今後の対応を検討しています。

今後も、子ども達から高齢者の皆様まで全ての市民の命と健康を守り、質の良い医療を提供していくことが医療センターとして、市としての使命と考え、この事業に取り組んでいきます。

